

令和2年度第5回総会（月例）議事録

日 時	令和2年8月28日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 園山 一則
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 支局主任 大小田、村田、末永、安田、東、溝川、今吉、石田 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口 主 任 鮫島、山本、平川
農政総務課	主 任 羽生
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 9 非農地と判定された農地の台帳訂正に関する件 10 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 6 農地パトロールについて

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第5回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上四元委員、園山委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。こちらからご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、鳩宿委員、室屋委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入ります。

		議 題
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 10 件		
議 長		それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、伊敷、6 番委員お願いします。
6 番 委 員		ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：自作地交換、譲受理由：自作地交換、権利の種別：所有権移転、交換。 番号 2 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 以上です。
議 長		次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番 委 員		ご報告します。 番号 3 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長		次に、吉田、18 番委員お願いします。
18 番 委 員		ご報告します。 番号 4 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長		次に、松元、3 番委員お願いします。
3 番 委 員		ご報告します。 番号 5 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 6 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号 7 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長		次に、郡山、11 番委員お願いします。
11 番 委 員		ご報告します。 番号 8 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 9 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 10 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 3ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場180.00㎡、転回場等303.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・西…宅地、南…宅地、市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>現地は隣接する宅地とともに、平成28年5月に担保不動産競売による売却にて、申請人が取得したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 4ページ～8ページ 15件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、事務局お願いします。
事 務 局	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：資材置場153.00㎡、駐車場86.00㎡、既存住宅1棟93.62㎡、既存倉庫1棟3.75㎡、法面等536.11㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…里道、西…県道、南…私道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請人は市内で左官業を営む個人で、今回、申請地及び隣接する宅地を購入し、宅地部分にある既存住宅を自宅とし、宅地の一部と申請地を資材置場等とするものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟103.40㎡、庭敷地等163.60㎡、東…市道、西…他人畑、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟130.01㎡、庭敷地等246.99㎡、東…宅地、西…別件5条申請地、貸人田、南…宅地、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、通路121.00㎡、東…別件5条申請地、西…里道、南…他人田、宅地、北…貸人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、使用貸借権。</p> <p>番号5号、店舗付住宅1棟133.79㎡、駐車場50.00㎡、庭敷地等246.21㎡、東・南…雑種地、西…県道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を貸駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ、店舗付き住宅等に転用する目的で申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、資材置場448.00㎡、東・南…私道、西…雑種地、北…山林、境界…土留、雨水…私道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、資材置場2,301.00㎡、東・北…他人畑、西…他人畑、里道、南…他人畑、市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、資材置場644.00㎡、東・南…他人畑、雑種地、西…他人畑、里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟106.82㎡、庭敷地等362.18㎡、東…渡人畑、他人畑、西…里道、南…他人畑、北…渡人畑、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟115.93㎡、庭敷地等253.07㎡、東…他人畑、西…宅地、南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号11号、住家1棟91.09㎡、庭敷地等169.91㎡、東・南…貸人畑、西…宅地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、貸資材置場1,845.00㎡、駐車場126.00㎡、通路等755.00㎡、東…宅地、西…山林、南…他人畑、山林、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、資材置場1,285.00㎡、通路等440.00㎡、東…水路、西…河川管理道路、南…他人田、北…県道、山林、他人田、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、住家1棟93.98㎡、庭敷地等228.05㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、財産分与。</p> <p>番号14について補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は、一般住宅となっておりますが、平成24年10月26日付で5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請は、その完成した一般住宅の夫の持分2分の1を協議離婚のため、受け人である妻に移転するものです。</p> <p>本来は 許可不要ですが、当該地は 土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行うものです。</p> <p>番号15号、住家1棟60.03㎡、庭敷地等138.34㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、財産分与。</p> <p>番号15について補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は、一般住宅となっておりますが、平成24年12月20日付で5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請は、その完成した一般住宅の夫の持分2分の1を協議離婚のため、受け人である妻に移転するものです。</p> <p>本来は 許可不要ですが、当該地は 土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 9ページ～11ページ 5件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>喜入、松元、郡山地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 12ページ～14ページ 9件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：住家1棟、51年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、35年経過、現況宅地。 番号5号、調査結果：共同住宅1棟、25年経過、現況宅地。 番号6号、調査結果：4022-1口：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林、4024-1口：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号8号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：雑木・孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 農地利用変更届出に関する件 15ページ 1件	
議 長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和2年9月1日、工事終了日：令和3年2月28日、周囲の状況：東・西…宅地、南…河川管理道路、北…本人畑、宅地、境界…土留、高さ…0.3m、作物…甘しょ、野菜、搬入土…シラス、黒土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 16 ページ～67 ページ 98 件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>30 ページから 31 ページ、番号 27 から 30 号につきましては、10 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、10 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(10 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 27 から 30 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の 30 ページから 31 ページをお願いします。</p> <p>番号の 27 号、地目、現況ともに畑、面積は 675 m²、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。</p> <p>番号の 28 号、地目、現況ともに畑、面積は 592 m²、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。</p> <p>番号の 29 号、511 番は、地目、現況ともに田、面積は 1,276 m²、2389 番 2 は、地目、現況とも畑、面積は 848 m²、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。</p> <p>番号の 30 号、地目、現況ともに畑、2 筆の面積は計 2,608 m²、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。</p> <p>令和 2 年 8 月 31 日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号27から30号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、10番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(10番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの94件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料の16ページをお願いします。 「議案第7号」、令和2年8月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。 所有権0件、0筆、0㎡、賃借権50件、102筆、86,053㎡。 使用貸借権48件、62筆、50,715㎡。 合計、98件、164筆、136,768㎡です。</p> <p>なお、資料の17ページから67ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、65ページから67ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料 2 60件	
議 長	次に、議題 8.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、谷山、14 番委員をお願いします。
14 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 調査筆数：7 筆、現況確認日：令和 2 年 7 月 17 日、農地・非農地の判断結果：檜、杉、コサン竹・ゴキ竹・孟宗竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、伊敷、6 番委員をお願いします。
6 番 委 員	ご報告します。3 ページです。 調査筆数：7 筆、現況確認日：令和 2 年 7 月 22 日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員をお願いします。
13 番 委 員	ご報告します。4 ページです。 調査筆数：3 筆、現況確認日：令和 2 年 7 月 15 日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、東桜島、17 番委員をお願いします。
17 番 委 員	ご報告します。5 ページです。 調査筆数：8 筆、現況確認日：令和 2 年 7 月 15 日、農地・非農地の判断結果：松、杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉田、18 番委員をお願いします。
18 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 調査筆数：3 筆、現況確認日：令和 2 年 8 月 6 日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、桜島、19 番委員をお願いします。

1 9 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和2年7月15日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和2年7月22日、農地・非農地の判断結果：クヌギ、檜、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和2年7月31日、農地・非農地の判断結果：6筆が杉、孟宗竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：11筆、現況確認日：令和2年7月30日、農地・非農地の判断結果：檜、杉、ゴキ竹・コサン竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」60件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>

議題 9. 非農地と判定された農地の台帳訂正に関する件 別冊資料 2 1 件	
議 長	次に、議題 9.「非農地と判定された農地の台帳訂正に関する件」を審議します。 別冊資料 2 です。 それでは、伊敷、6 番委員をお願いします。
6 番 委 員	ご報告します。12 ページです。 訂正前、現況確認日：令和 2 年 4 月 23 日、判定：非農地、現況結果：孟宗竹自然繁茂、現況山林。 訂正後、現況確認日：令和 2 年 7 月 22 日、判定：農地、現況結果：野菜作付中、経過：令和 2 年 5 月 28 日第 2 回総会において非農地と承認したが、判定錯誤であったため、農地台帳を訂正するものです。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9.「非農地と判定された農地の台帳訂正に関する件」1 件につきましては、調書のとおり承認することに決定いたします。
議題 10. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料 3	
議 長	次に、議題 10.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	別冊資料 3 をご覧ください。 議題 10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。 第 4 回総会で、協議・決定していただいた提出意見について運営連絡会と事務局で内容を整理させていただきましたので、ご説明いたします。 1 ページをお開きください。 今回の意見は、「有害鳥獣被害対策について」の他 4 件の計 5 件となっております。 4 件は前年に引き続いての意見で 1 件は新規の意見でございます。 第 4 回総会から内容を変更した部分について、読み上げさせていただきます。 3 ページをお開きください。 「1 有害鳥獣被害対策について」は、第 4 回総会から変更はないため、お目通しください。

	<p>4 ページをお願いいたします。</p> <p>「2 農道等の整備及び維持管理について」につきましては、一部修正があります。</p> <p>2 ページ上段の表をお開きください。</p> <p>(3) 中の「土砂堆積」につきましては表記の誤りがありましたので訂正させていただきます。</p> <p>また(5)の「実施していただきたい。」の表現につきましては、(4)の末尾の表記と同内容に整えたものです。</p> <p>次に、5 ページの「3 持続的・安定的農業経営のための各種支援について」及び6 ページの「4 遊休農地再生活動に係る支援の充実について」につきましては、第4回総会から変更はないため、お目通しください。</p> <p>次に、7 ページの「5 本市産の農林水産物の積極的なPRについて」につきましては、一部修正がありますので2 ページ下段の表をお開きください。</p> <p>1 点目：「ゴーヤ」の表記については、沖縄方面における通称であるため、「ニガウリ」の表記としました。</p> <p>2 点目：「農畜産物」の表記につきましては、米、野菜、畜産物等を総称する場合「農林水産物」の表記が通常でございますので変更しました。</p> <p>3 点目：「鹿児島県産」等県農林水産物に係る表記はありますが、「市農産物」である旨の表記上のルールはないため、単に「県外農産物を多く目にします。」との表記に改めました。</p> <p>なお、3 ページから7 ページまでの意見中の下線部は、令和元年度からの変更部分です。</p> <p>以上で意見書に係る説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 68ページ 1件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、事務局お願いします。
事 務 局	報告します。68ページです。 照会日：令和2年7月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適確証明書を有するものに限らない。令和2年7月28日 鹿 児島地方裁判所へ報告済。
2. 法務局から照会のあった農地等の現況について 69ページ～70ページ 2件	
議 長	報告事項2「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。69ページです。 照会日：令和2年7月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区 域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年7月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	報告します。70ページです。 照会日：令和2年7月20日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年8月3日 鹿児島地方法務局へ報告済。
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 71ページ～72ページ 9件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>資料の71ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。</p> <p>今回の届出件数は、9件、登記地目別では、田6筆4,315㎡、畑29筆22,628㎡、その他0筆0㎡、計35筆26,943㎡</p> <p>「取得した事由」は、「相続」が9件。</p> <p>「権利の種類」は、所有権が9件。</p> <p>「農業委員会によるあっせん等の希望」は、有が1件、無が8件です。</p> <p>次の72ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</p> <p>73ページ～78ページ 15件</p>	
事務局	<p>次に、73ページをお開きください。</p> <p>報告事項4、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。</p> <p>第4条関係は、「共同住宅」1件、「その他」1件で、合計2件です。</p> <p>74ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に戻っていただき73ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に「一般住宅」10件、「駐車場」2件、「店舗等」1件で、合計13件です。</p> <p>資料の75ページから78ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>5. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</p> <p>別冊資料4</p>	
議長	<p>次に、報告事項5「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の6月分については、訪問戸数133戸、うち不在30戸、調査回答戸数103戸、貸出希望2戸13.00アール、借入希望2戸40.00アール、貸出実績はありませんでした、借入実績2戸31.96アール、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,812戸、うち不在271戸、調査回答戸数3,537戸、貸出希望190戸4,169.87アール、借入希望40戸1,899.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績9戸110.94アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

6. 農地パトロールについて

別冊資料5

事務局	<p>農地パトロールについて報告いたします。</p> <p>別冊資料5の1ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、令和2年9月23日（水）から9月25日（金）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域は、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地域は2班ずつの9地域19班でございます。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員でございます。</p> <p>5. 調査方法は、各班は、地域の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法についてですが、(1)遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。(2)無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。(3)農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。なお、今回につきましては該当がないところでございます。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、2ページから4ページに、各調査票は、5ページから6ページ記載してありますので、お目通しをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>令和2年度第6回総会（月例）開催日時は、9月28日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>なお、この後、農業委員会だより第1回編集会議を開催いたします。編集委員の方は、当別館4階の農業委員会室へお集りいただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時55分）</p>